

江田島市消防本部 高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務 仕様書

1 総則

(1) 適用

本仕様書は、江田島市消防本部（以下「発注者」という。）が実施する高機能消防指令センター実施設計・施工監理業務（以下「本業務」という。）を受注業者（以下「受注者」という。）が実施する際の諸条件について定めるものとする。

(2) 契約期間

契約期間：契約締結日の翌日から平成32年2月28日（金）まで

ア 実施設計業務：契約締結日の翌日から平成30年12月28日（金）まで

イ 施工監理業務：実施設計業務完了日の翌日から平成32年2月28日（金）まで

(3) 資料の貸与

ア 発注者は、本業務を実施するに当たり、必要な資料を受注者に貸与するものとする。

イ 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに発注者に返却するものとする。

ウ 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

エ 受注者は、守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

オ 受注者は、貸与品について、借用品目、数量、借用期間、借用責任者を明記した借用書を提出するものとする。

(4) 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た情報について発注者の許可なく外部に公表してはならない。

(5) 関係法令の遵守

受注者は、業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(6) 管理技術者

受注者は、自社に在籍し、過去5年間に受注者の元請業務において、高機能消防指令センターの実実施設計及び施工監理業務に従事した経験を有する者を管理技術者として選任し、発注者に届け出るものとする。

(7) 検査

ア 受注者は、契約書の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出していなければならない。

イ 発注者は、業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。

この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するものとし、検査に要する費用は受注者の負担とする。

ウ 発注者は、受注者の管理技術者の立会の上、次に掲げる検査を行うものとする。

(ア) 業務等成果品の検査

(イ) 業務等状況の検査

業務等の状況について、議事録等により検査を行う。

(8) 修補

- ア 受注者は、発注者から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
- イ 発注者が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は発注者の指示に従うものとする。
- ウ 発注者が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

(9) 再委託

- ア 受注者は、次に掲げる「業務の主たる部分」については、これを再委託することはできない。
 - (ア) 業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (イ) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、製図、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- ウ 受注者は、前ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

(10) 疑義

本仕様書について疑義等が生じた場合は、その都度、発注者と受注者が協議を行い、対応を決定するものとする。

2 実施設計業務

(1) 目的

この業務は高機能消防指令センターの調達に当たり、最新の技術動向、価格、発注者の要望等を把握した上で、高機能消防指令センター整備プロポーザル（以下、「整備プロポーザル」という。）の基礎となる資料の作成を行うことを目的とする。

(2) 導入システム

導入システムの設計に当たっては、消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター（離島型）を基本とし、地域特性、消防力、組織状況等を十分考慮した設計を行うものとする。

(3) 計画準備

- ア 受注者は、作業に先立ち、消防年報等の貸与資料により発注者の現状業務運用状況の確認を行うとともに、作業に使用する各種資料の準備を行うものとする。
- イ 受注者は、作業人員の配置、作業スケジュールの設定を行い、書面により発注者へ提出し承認を得るものとする。

(4) 要求事項確認

受注者は、「希望機器構成確認表」、「システム詳細要望確認表」により構成される要求事項確認表を作成するものとする。また、追加確認が必要な事項についてヒアリングシートを発注者に提示し、その回答を「要求事項確認書」に追記するものとする。

(5) システム要求水準検討

- ア 受注者は、システム装置構成案について要求事項確認結果を踏まえ、精査、検討を行うものとする。

- イ 受注者は、システムにおけるハードスペック要求水準について検討を行うものとする。
- ウ 受注者は、システム詳細要望確認表を基に、システム要求水準の検討を行うものとする。
- エ 受注者は、システム要求水準の検討に当たり、事業費（2億400万円）の枠を超えないよう留意するものとし、費用規模把握のため必要に応じて業者から見積を徴取するものとする。

(6) システム設置箇所調査

ア 受注者は、署所を含むシステム設置箇所について、庁舎平面図等を収集し机上調査及び必要に応じ現地調査を行い、新システムへの切替方法の検討、配線等の使用部材数量算出に必要な事項の確認及びシステム設置の際の留意点の確認を行い、現地調査報告書に取りまとめるものとする。

イ 現地調査報告書は次について記載するものとする。

(ア) 現地調査スケジュール表

(イ) 機器設置条件確認表

- a フリーアクセス
- b 回線引込位置
- c その他留意事項

(ウ) 機器設置場所確認表（図上確認及び写真撮影の実施確認表）

(エ) 写真帳

- a 庁舎外観
- b 機器設置フロア状況
- c 既設機器設置状況
- d その他必要事項

(7) 調達仕様書案作成

ア 受注者は、要求事項確認結果及びシステム要求水準検討結果を基に、整備プロポーザル参加者に提示する調達仕様書案を作成するものとする。

イ 調達仕様書案は次について記載するものとする。

(ア) 総則

(イ) 共通条件

(ウ) システム構成

(エ) システム要求仕様条件

- a 機能仕様条件
- b 構造仕様条件
- c 機器仕様条件

(オ) 据付・調整条件

(カ) 瑕疵担保対応

(キ) 保守対応条件

ウ 消防救急デジタル無線、江田島市防災行政無線、庁内放送機器等との連携操作に係る機能及び構造の記載については、各整備業者と協議を行い決定するものとする。

エ 調達仕様書案の提示に当たって受注者は、発注者に対し次の説明を現地打合せ協議時に必ず行うものとする。

(ア) 受注者が重点とみなす事項

(イ) 要望事項の反映状況

(ウ) 要望が反映されなかった場合についてはその理由

オ 受注者は調達仕様書案の改版における修正履歴の管理を行い、改版時に発注者に提示するものとする。

(8) システム設計図面作成

「(6) システム設置箇所調査」の結果を踏まえた上で、次に示す図面を作成するものとする。

- ア 指令室機器参考レイアウト図
- イ 署所機器参考レイアウト図
- ウ システムネットワーク構成図案
- エ 指令室配線系統図(通信・電源)
- オ 署所配線系統図(通信・電源)
- カ その他必要図面

(9) 事業費積算

ア 受注者は、調達仕様書案の条件に基づき、システムメーカーから見積書を徴取し、国土交通省土木工事標準積算基準書(電気通信編)を準用し事業費及び維持管理費の積算を行うものとする。見積徴取業者数については原則発注者の規定に従い、発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

イ 見積徴取に当たって受注者は、システムメーカーに対する見積依頼書の素案を作成し、発注者に提示するものとする。見積依頼は発注者名義により発注者が実施する。

(10) 技術提案評価に関する検討

ア 受注者は、整備プロポーザルにおける技術提案依頼項目及び評価基準について、発注者と協議を行い、検討結果を取りまとめるものとする。

イ 受注者は、評価配点基準について、発注者の要請に応じて助言を行うものとする。

(11) システム要求水準書案作成

受注者は、調達仕様書案をベースに前条における検討を反映し、次の各号により構成される「システム要求水準書」の素案をエクセルシートにて作成するものとする。なお、本要求水準書案は、整備プロポーザルの提案参加者に提示し、回答を記入させることを前提として作成するものとする。

ア 装置区分

調達仕様書案の記載区分による。

イ 要求仕様内容

装置区分ごとの機能仕様、構造仕様及び機器仕様について、調達仕様書案の記載内容を転記すること。

ウ 要求レベル(重要度)

要求仕様ごとの重要度について、「(5) システム要求水準検討」での結果に従い記載する。

エ 実現方法入力欄

各要求仕様に対する実現方法について、プルダウンにより次のとおり選択できるようにすること。

(ア) 標準パッケージ対応

(イ) カスタマイズ対応

(ウ) 提案による代替対応

(エ) 実現不可

オ 実現方法の補足事項記載欄

提案による代替対応の詳細を記載できるようにすること。

(12) 打合せ協議

打合せ協議は原則月2回以上実施し、管理技術者若しくは管理技術者と同等の業務従事経験を有する技術者（「1(6) 管理技術者」に記載のとおり）が出席するものとする。ただし、電子メール等の活用により割愛できると発注者が認める場合はこの限りではない。

3 施工監理業務

(1) 目的

この業務は、実施設計業務において策定された仕様書等の設計図書（以下「設計図書」という。）に基づき、発注者の意向、意図が十分に反映されたシステム整備が行われるよう受注者が支援、監理及び報告を行うものとする。

(2) 監理対象システム

この業務において監理を行うシステムは、「高機能消防指令センター整備事業」（以下「整備事業」という。）において整備を行う高機能消防指令センター（離島型）とする。

(3) 調達支援

ア 受注者は、発注者が実施する整備事業の調達業務において、整備プロポーザル時の質疑回答支援等を行うものとする。

イ 受注者は、発注者が実施する整備プロポーザルにおいて、技術提案評価のポイント等について発注者へのアドバイス及び質疑回答を行うものとする。

ウ 受注者は、発注者の契約相手方となる参加者（以下「システム整備業者」という。）が整備プロポーザルにおいて提出した技術提案書の内容を反映した契約用仕様書作成を支援するものとする。

(4) 仕様調整

ア 受注者は、設計図書の定めにより整備事業のシステム整備業者が提出する承諾図書（施工図、ソフトウェア仕様書）の内容について、設計図書及び技術提案書の内容を反映した契約用仕様書と相違がないことを確認し、承認を行うものとする。また、必要に応じてコメントを記載し発注者の監督職員に提示するものとする。

イ 受注者は、システム整備業者から仕様変更にかかる協議書の提出があった場合、その内容について、設計図書及び技術提案書の内容を反映した契約用仕様書と同等以上かどうかの確認をし、承認を行うものとする。また、必要に応じてコメントを記載し発注者の監督職員に提示するものとする。

(5) 工程管理

ア 管理技術者は、各システム分科会の議事録のチェックを行い、保留事項及び課題事項の解決状況の確認を行うものとする。

イ 管理技術者は、発注者とシステム整備業者が行う月次定例会議に同席し進捗状況のチェック及び議事録のチェックを行うものとする。

ウ 受注者は、システム詳細要望確認表を基にシステム要求水準の検討を行うものとする。

(6) システム設置箇所調査

ア 管理技術者は、工場検査時、現地総合テスト人的支援、119回線切換え時及び完成検査に立会いを行い、チェック表により承認図書記載機器・機能を満たしているか、正常な動作を行

っているか、正しく施工されているかを確認するものとする。なお、機器受入検査については書類確認によるものとし、現地立会を行わないものとする。

イ 検査確認書は、設計図書の定めによりシステム整備業者が作成するものとし、その検査項目については、発注者、受注者及びシステム整備業者の三者協議により決定するものとする。

ウ 検査立会い時に不具合事項を発見した際は、速やかに監督職員に報告するとともにシステム整備業者に対して是正指示を与えるものとする。

エ 各段階における検査内容は次のとおりとする。

(ア) 工場検査立会い

メーカー工場内において、承認図書に記載された機器装置の確認、及び各機器装置単体の機能・動作確認を実施するものとする。

(イ) 現地総合テスト立会い

現地における総合接続試験（総合訓練）時の動作確認を実施するものとする。

(ウ) 119回線切替立会い（部分仕様検査を兼ねる。）

新システムの119回線切替日において1件目の119通報が入り事案処理が終了するまでの確認を実施する。

(エ) 完成検査立会い

承認図どおりの設置施工が実施されているか最終確認を実施する。管理技術者は、完成図書について、必要書類が正しく納められているか確認を行うものとする。

オ 管理技術者は、確認結果について各チェック表を基に報告書を作成するものとする。

4 納品成果等

(1) 納入成果品

ア 実施設計業務における成果品は、次のとおりとする。

本業務における成果物は次の各号のとおりとし、製本で各3部、電子媒体(CD-R)で3部納入するものとする。

(ア) 要求事項確認書

(イ) システム要求水準検討報告書

(ウ) システム移行設置検討報告書

(エ) 現地調査報告書

(オ) 調達仕様書案

(カ) システム参考レイアウト図「2(8)「システム設計図面作成」に定めるもの」

(キ) 事業費積算書

(ク) プロポーザル評価基準等検討資料

(ケ) システム要求水準書案

(コ) 打合せ議事録

(サ) その他必要書類

イ 施工監理業務における成果品は、次のとおりとする。

(ア) 発注支援報告書

(イ) 検査確認報告書（検査立会写真含む。）

(ウ) 監理報告書（日報）

(エ) その他必要書類

(2) 納入場所

広島県江田島市江田島町鷺部二丁目16番12号
江田島市消防本部 警防課

(3) 納期

本業務の納入期限は、以下のとおりとする。

ア 実施設計業務

平成30年12月28日(金)

イ 施工監理業務

平成32年2月28日(金)

(4) 著作権

今回の業務に関する著作権は、江田島市に帰属するものとする。